

様式例第3号

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に休職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 25 % 手数料負担者は 求人者 とします。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 25 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 25 % 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。

●返戻金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)は、設けておりません。

許可番号 26-ユ-300512

事業所の名称及び所在地 合同会社 人材紹介JOIR本田

京都市上京区下長者町通裏門西入坤高町76番地3
ベルハイツ西陣202

様式例第3号

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に休職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 25 % 手数料負担者は 求人者 とします。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 25 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 25 % 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。

●返戻金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)は、設けておりません。

許可番号 26-ユ-300512

事業所の名称及び所在地 合同会社 人材紹介 JOIR 本田

京都市上京区下長者町通裏門西入坤高町76番地3
 ベルハイツ西陣202

